

平成 26 年 9 月 11 日

岩手県スケート連盟

スピードスケート公認審判員 各位

岩手県スケート連盟会長 千葉 哲

(公 印 省 略)

平成 26 年度スピードスケート公認審判員中央セミナー開催について (ご案内)

標記について、下記のとおり開催します。公認審判員の方は今年度受講対象者です、必ず参加お願い致します。

公認審判員規則等については裏面記載のとおりです。

記

- ・ 名 称 平成 26 年度スピードスケート公認審判員中央セミナー
- ・ 主 催 公益財団法人日本スケート連盟
- ・ 主 管 岩手県スケート連盟
- ・ 期 日 平成 26 年 10 月 4 日 (土) ～ 5 日 (日)
- ・ 会 場 公益財団法人岩手県体育協会会議室
- ・ 日 程 別紙
- ・ 講 師 公益財団法人日本スケート連盟スピード委員会
- ・ 参加者 岩手県スケート連盟スピードスケート競技 S・F 級公認審判員
- ・ 受講料 3,000 円 (会場使用料、資料代、昼食 1 回分 2,000 円
審判員更新料 1,000 円)
※現地受付時に納入すること。
- ・ その他 当日印鑑持参下さい。

以上

公益財団法人 日本スケート連盟スピードスケート競技公認審判員規則

第7条【公認審判員資格の更新】

- (1) 公認審判員の資格に有効期限を設定し、審判員セミナー（伝達セミナーを含む。）、競技会参加を義務づけた上、その都度更新手続きをとらなければならない。更新手続きは当該年度6月末日までとする。更新費用は別に定める。（別紙様式2参照）
- (2) F級（旧第2種）公認審判員は、4年間を有効期限とし、更新に際し4年間に1回以上の審判員セミナー（伝達セミナーを含む。）参加又は4年間に4回以上の公式競技会参加を義務づけるものとし、参加のない者はその資格を喪失する。ただし、更新直後（シーズン開始前）の審判員セミナー（伝達セミナーを含め。）への参加があれば、次回更新時を待たずに資格を復活することができる。
- (3) S級（旧第1種）公認審判員は、2年間を有効期限とし、更新に際し2年間に1回以上審判員セミナー（伝達セミナーを含む。）への参加を義務づけるものとし、参加のない者はF級（旧第2種）公認審判員資格に降格する。ただし、更新直後（シーズン開始前）の審判員セミナー（伝達セミナーを含む。）への参加があれば、次回更新時を待たずにS級（旧第1種）公認審判員資格を復活することができる。
- (4) 更新に際して、本連盟主催審判員中央セミナーに参加した講師による同審判員セミナーに準じて開催された加盟団体主催の審判員伝達セミナーへの参加をもって、審判員セミナーに参加したものとすることができる。ただし、本連盟に対して事前の開催届け実施報告を提出する。
- (5) 更新手続き及び管理については、各加盟団体において公認審判員登録台帳（別紙様式3）を作成し、公認審判員の管理を行い、毎年6月末日現在の更新状況報告書（別紙様式4）をスピード委員会に提出する。

第8条【公認審判員資格の喪失】

公認審判員が下記の1つに該当した場合は、その資格を喪失する。

- (1) 長期にわたり特別の理由もなくその任に当たらない時。
- (2) 本連盟の第1種から第4種までの登録競技者の資格を失った時。
- (3) 本連盟の規約に違反した行為があった時。
- (4) 更新手続きをとらず、4年を経過した者。

〈注〉前項（2）により資格を喪失した場合は、再登録をしても資格は復活しない。

平成26年度スピードスケート競技公認審判員中央セミナー日程

(公財) 日本スケート連盟スピード委員会

日 程

【1日目】

9 : 3 0	受付開始
1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 1 5	開講式
1 0 : 1 5 ~ 1 2 : 0 0	セッション I ・連盟組織等 ・JSF 公認審判員規則 ・JSF バッジテスト規則 ・ISU 一般規程 (昼食・休憩)
1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	セッション II ・JSF スピードスケート競技一般規則 ・ISU/JSF スピードスケート競技特別規則 (1) (休憩)
1 5 : 1 5 ~ 1 8 : 0 0	セッション III ・ISU/JFS スピードスケート競技特別規則 (2)
1 8 : 0 0	終了予定

【2日目】

9 : 0 0 ~ 1 1 : 0 0	セッション IV ・ISU/JSF ショートトラックスピードスケート競技特別規則 (休憩)
1 1 : 1 5 ~ 1 2 : 1 5	セッション V ・JSF シングルトラックスピードスケート競技特別規則 ・競技役員の任務と心得について ・質疑応答
1 2 : 1 5 ~ 1 2 : 3 0	閉講式
1 2 : 3 0	終了予定

注：参加者はセミナーの全日程に参加することを原則とする。